

令和4年12月15日

中部地方整備局建政部

中部管内の盛土に関する取組みを推進します！

～『第3回 中部盛土連絡会議』を開催～

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号「盛土規制法」）が、令和4年5月27日に公布されました。

中部地方整備局では本年8月に「盛土による災害防止のための中部連絡調整会議」（略称『中部盛土連絡会議』）を立ち上げ、中部管内の盛土規制法に関する意見交換を実施しています。

今回は、盛土規制法に関する自治体毎の取り組み状況等に関する情報共有を行い、盛土に関する取り組みについて一層の推進を図ります。

1. 中部盛土連絡会議について【別紙】

- 1) 開催予定：令和4年12月20日（火）14：00～16：00
- 2) 議 題：管内自治体等における盛土規制法の施行状況に関する情報共有・意見交換 等
- 3) 開催場所：名古屋合同庁舎第2号館 3階 共用大会議室
（名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館）

2. 取 材：報道関係者に限り、会議冒頭の挨拶までは会場にてカメラ撮り可能です。

会議終了後に、同会場にて報道関係者を対象にした概要説明を予定しています。
取材を希望される方は、19日15時までに下記連絡先までお電話ください。

3. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、 三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

以上

【問い合わせ・取材申し込み】

中部地方整備局 建政部 計画管理課（盛土総合窓口）（高森・西堀・小池）

TEL：052-953-8571 FAX：052-953-8605

MAIL：cbr-morido@gxb.mlit.go.jp

盛土ポータル



「中部盛土連絡会議」の概要

概要

- 令和4年5月27日に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」(通称「盛土規制法」)が公布
- 盛土規制に関する中部管内の関係機関相互の緊密な連携と協力を図ることを目的として、令和4年8月に「盛土による災害防止のための中部連絡調整会議」(略称『中部盛土連絡会議』)を立ち上げ
- 盛土規制法の施行状況、管内自治体における土砂条例、規則等の制定・改正・運用の状況、個別の違法盛土等に対する対応状況などに関して、各機関の取組みについての情報共有等を実施

活動内容

- ① 管内自治体等における盛土規制法の施行状況に関する情報共有・意見交換
- ② 管内自治体等における土砂条例、規則等の制定、改正、運用状況等に関する情報共有・意見交換
- ③ 管内自治体等に存する個別の違法盛土等に対する対応状況についての情報共有・意見交換
- ④ 盛土規制法の施行・運用に関する情報提供等
- ⑤ その他 必要な事項

構成機関

■ 国の機関

中部地方整備局
関東農政局、東海農政局
関東森林管理局、中部森林管理局、
近畿中国森林管理局
関東地方環境事務所、中部地方環境事務所

■ 地方自治体(県・政令市・中核市)

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
静岡市、浜松市、名古屋市
岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市

○ オブザーバー(警察機関)

岐阜県警察本部、静岡県警察本部
愛知県警察本部、三重県警察本部

* 事務局は中部地方整備局建政部計画管理課に置く